

一般社団法人 日本工業大学工友会  
学生支援緊急給付金 応募要領

■事業の趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、アルバイト収入の大幅な減少により大学での修学の継続が困難になっている学生のうち、文部科学省の学生支援緊急給付金制度が原則として対象外としている「自宅通学の学生」「日本学生支援機構奨学金を利用していない学生」等を救済するために現金を支給する事業を、2020年度の時限的措置として実施します。

■対象となる学生

日本工業大学に在籍する学生（大学院生・留学生を含む。休学者は除く）のうち、次の各項をすべて満たす者を対象とします。

1. 文部科学省の学生支援緊急給付金を受給していない者
2. アルバイトの給与明細またはアルバイト給与の振込口座の預貯金通帳等の証拠書類で、新型コロナウイルスによるアルバイト収入の大幅な減少が確認できる者

※ただし、応募者多数となった場合は、上記2で確認できるアルバイト給与の減少額が大きい者を優先して支援します。

■支援額

住民税非課税世帯の学生は20万円、それ以外の世帯の学生は10万円。

■募集の時期

文部科学省の学生緊急支援金の二次募集と同時に本制度の募集を行います。

※具体的な書類提出期限等は、日本工業大学学生支援課が各学生にポータルサイト等を通じて各学生にご案内します。

■応募に必要な書類

文部科学省の学生緊急支援金の申請書類を流用します。すなわち、

- ① 様式1「学生支援緊急給付金申請書」
- ② 様式2「学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書」
- ③ 様式4「収支計算書」
- ④ 「預貯金通帳の写し、またはアルバイト先からの給与明細（減額前・減額後）」

の提出を求めます。

※文科省の制度では、④の「預貯金通帳・給与明細」の提出が任意となっていますが、本制度ではこれらの書類提出を必須とします。

## ■支援金の支給方法

採用された学生が日本学生支援機構の奨学生である場合は奨学金の振込口座に、奨学生でない場合は提出された申請書類「様式1・学生支援緊急給付金申請書」に記載された学生本人名義の金融機関の口座に振り込みます。

※ 機構の奨学生でない場合は、口座番号等の確認のため、「預貯金通帳の支店番号・口座番号・名義人のわかるページ」または「キャッシュカード」のコピーを必ず提出してください。

### 本制度についての問い合わせ先

日本工業大学 学生支援課

〒345-8501 埼玉県南埼玉郡宮代町学園台4-1

TEL：0480-33-7508